

II

栗山町農業振興公社のあゆみ

II 栗山町農業振興公社のあゆみ

栗山町農業振興公社は、前身のくりやま農業振興事務所の設立から17年を迎えます。この間、組織の再編を進めながら本町農業振興に係る事業の推進に努めてきました。そこで、これまでの取り組みを整理する意味で組織のあゆみについて、3つの時期区分に分類しその歴史的経過をみていきます。

1. くりやま農業振興事務所設立（事業導入期）

現在の栗山町農業振興公社の前身は、平成12年設立のくりやま農業振興事務所（以下、農業振興事務所）であります。当時の農政動向は、平成5年の未曾有の大冷害による米不足解消のために行われた米の緊急輸入、同年12月に開催されたウルグアイ・ラウンド農業合意（ミニマムアクセス）による米の輸入自由化、平成7年の食糧管理法の廃止や平成11年に農業基本法の全面改正がなされるなど、国の農業情勢は大きな転換期にありました。こうした動きは水稻を主体とする栗山町にも大きな影響を与え、農業者の営農意欲が低下し、少子高齢化や担い手不足、農地流動化の停滞など様々な問題が顕在化してきました。

平成12年4月、農業関係機関団体で栗山町農業の打開を模索・協議した結果、地域農業者と関係機関が一体となった取り組みを強化するために、農業振興事務所の設置に向けプロジェクトチームが発足します。同チームは、関係機関団体で構成された栗山町農業振興協議会^{※1}での協議によって、本町農業の確立に向けた新たな取り組みを行うべく栗山町農業支援センター（仮称）の設立を目指して、その当面の準備のためにJA、土地改良区、普及センター、町、農業委員会の職員派遣による農業支援プロジェクトチームとして設置されました。併せて全町的な地域営農システムを構築^{※2}するため「栗山農業ルネッサンス（栗山町農業振興計画）」を策定し、5年後・10年後の栗山町の農業・農村が活力と潤いのある姿で再生できるよう、具体的な戦略プラン^{※3}に沿って施策を展開することが検討されました。

これらの動きと足並みを揃え、同年に施行された国の中山間地域等直接支払制度（以下、中山間制度）の効果的な運用についても協議を進め、交付金額の40%を農業振興事務所が目指す全町的な営農システム構築のための財源として活用し、その受け皿として栗山町農業振興基金を町に造成することが協議されました。

※1 栗山町農業振興協議会

- ・栗山町における農業に関する施策の方向を決定する最高協議決定機関である。
- ・昭和47年11月29日に設立され、事務局は町産業振興課内に置かれており、社会経済の伸長に伴う農業情勢の変化に対応し、地域農業の振興と農業経営の安定を図るために、町及び農業関係機関団体相互の緊密な連絡を保ちつつ各種施策並びに事業が円滑化、且つ効果的に達成できるように協議推進することを目的とする。
- ・設立当時の構成は、理事会、幹事会をもって構成し、理事は農業関係機関団体の長をもって、幹事は農業関係機関団体のうちから町長が委嘱する役職員をもってこれに充て、それぞれ理事会・幹事会を構成した。

農業振興事務所の設立と中山間制度の運用案は、栗山町農業振興協議会において平成12年9月28日に協議・決定され、くりやま農業振興事務所を同年11月に設立。また、中山間制度の栗山町基本方針に「集落相互間の連携」・「本町農業の危機打開のための地域営農システムの速やかな移行と、共同取組分の基金への拠出」・「拠出した基金の使途」について定め、栗山町での中山間制度は同年11月に開始され、栗山町農業振興基金条例を平成13年3月に施行しています。農業振興事務所の設立に際しては北海道から職員派遣（初代事務所に木村秀雄氏）を受け、町・農業委員・JA・土地改良区から職員が出向し、計5名体制で実務を含む具体的な地域振興事業の取り組みが開始されました。農業振興事務所の業務内容は、①農業振興計画及び実施計画の策定、②地域営農システム確立のための支援業務、③農業振興計画の実施に伴う点検・評価及び推進業務、④その他栗山町農業振興協議会が必要と認める業務でした。

※2 地域営農システムの構築

- ・当時の農業情勢の中で、経営健全化と地域農業の確立を目指し、農業者が話し合って地域の諸問題の解決を目指した取り組みを指す。（農作業受委託、機械利用組合、地域連携法人等）

※3 戦略プラン

- ・平成13年6月に実施した農家意向調査と、11回にわたる栗山町農業振興推進委員会の検討の結果、「栗山町農業の改善方向と具体的戦略プラン」ができあがった。事業内容（平成14年度～平成22年度）は①農地流動化促進事業、②農地売買円滑化事業、③土壌診断委託料助成、④低コストほ場整備実証事業、⑤地域営農戦略モデル事業、⑥農業生産法人経営支援助成事業、⑦KURIYAMA農業未来塾運営、⑧地域稲わら収集促進奨励事業、⑨アグリアクション21事業、⑩新流通販売体制整備モデル事業である。



農業振興事務所の設立と並行して進められた中山間制度の運用では、第1期対策期間の始期である平成12年度に、急傾斜基準のみを対象農用地とし28集落が協定を締結しています。平成13年度からは、中山間制度と全町的な地域営農システムの更なる推進を図るため、緩傾斜基準を新たに対象農用地として認め、17集落が追加で協定を締結し合計46集落が中山間制度に取り組みました。この協定参加数は当時の農事組合数(59組合)の約8割を占め、市街地に近い平野部の農事組合を除いて概ね全町的に中山間制度に取り組む状況となったのです。第1期対策期間中においては、農業振興事務所が目指す全町的な営農システム構築のため、基金を財源として平成14年度から平成23年度までの間、栗山農業ルネッサンスに定める戦略プランに基づいた栗山町農業振興事業を展開し、集落機能を維持するために効果の高い事業の1つとして、同一集落内の複数戸農家による農業生産法人の設立を支援する「農業生産法人経営支援助成事業」を進め、この事業を活用して3地域で地域連携型の農業生産法人が設立されています。

このように農業振興事務所を中心として進められる全町的な農業振興施策と中山間制度の運用が対となって進められました。

くりやま農業振興事務所の取り組み事業

<p>戦略プランの推進 (平成14年～)</p>	<p>栗山町農業振興公社設立 農地保有合理化法人 マッピングシステム推進</p>	<p>地域懇談会の開催</p>
<p>地域相談業務 地域営農システム化支援 地域活性化検討会</p>	<p>農産物生産販売関連 安全安心農産物生産関係 直販事業 市町間連携</p>	<p>調査事業 農家意向調査 先進地事例調査</p>
<p>各種計画対応 栗山町農業振興計画 地域農業マスタープラン 水田農業ビジョン策定</p>	<p>会議体運営 栗山町農業振興協議会 栗山町農業振興推進委員会 農業対策会議</p>	<p>その他 北海道大学農家調査 講習会研修会事業 視察受入</p>

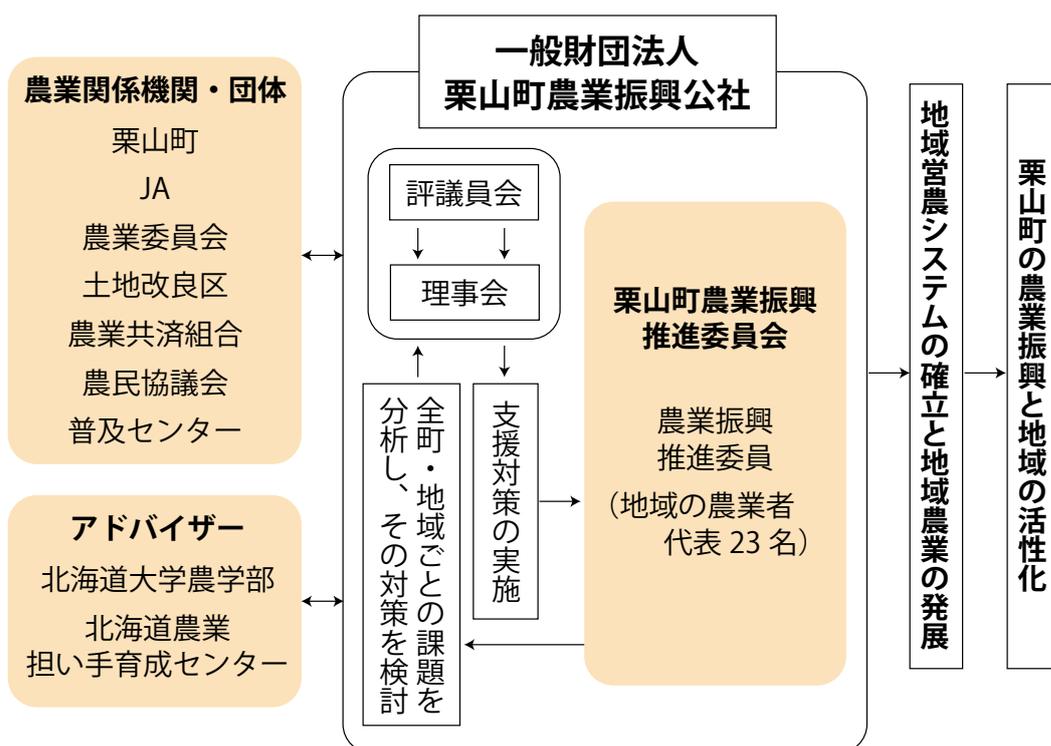
2. 財団法人栗山町農業振興公社への改組（事業成長期）

平成 12 年に設立され本町農業の振興に努めてきたくりやま農業振興事務所は、実務的な企画立案と全体調整を担い「農地の流動化」と「担い手の育成」を更に推進するため、平成 16 年に財団法人化した組織、財団法人栗山町農業振興公社^{※4}（以下、町公社）へと改組されます。栗山町農業の構造改革と担い手づくりに寄与するため、①農地流動化対策事業、②農地保有合理化事業、③担い手の確保及び育成事業、④農業情報提供事業、⑤農作業受委託需給調整事業、⑥農業振興方策策定事業、⑦その他目的を達成するために必要な事業の 7 事業により農業生産性の向上と地域の活性化を図り、栗山町農業の振興に寄与することを目的として活動することに改められました。

町公社の事業財源は町から 1,000 万円、JA から 400 万円の計 1,400 万円を基本財産として運営し、栗山農業ルネッサンスに基づく農業振興事業の財源は中山間交付金を活用^{※5}しています。

「農地の流動化」と「担い手の育成」が事業の柱であり、町農政課（現在の町産業振興課）、町農業委員会、JA、土地改良区より職員が出向し、町全体を包括する事業展開が可能な体制となっています。これにより国・道の施策だけではフォローしきれない地域の実情に沿ったきめ細かい事業が実施されているのです。なお、町公社は、新公益法人に関する法律の施行に伴い、平成 25 年に非営利型の一般財団法人に移行を行っています。【図 1】

【図 1】 栗山町農業振興公社の構成図



町公社事業は、農業振興事務所から引き継いだ組織理念を基に、大きく分けると「農地流動化」と「担い手育成確保」に関する事業を主に展開してきました。農地の流動化については、町より農地利用集積円滑化団体の承認を受け、農業経営基盤強化法に基づく農地売買等事業を実施し、停滞していた農地の流動化を進めるため町公社による農地転貸に取り組んでいます。平成16年に農地地図情報システムを導入し、将来の農地利用状況をシミュレーションする等効果的な施策を検討して、農業委員会と連携し農地集積事業を進めてきました。

担い手の育成確保については、複数戸農家による地域連携型農業生産法人の設立を支援している他、後継者の中から将来の地域リーダーを育成する「KURIYAMA 農業未来塾」等の運営や新規就農者対策が進められています。



農地地図情報システム（マッピングシステム）の活用

※ 4 財団法人栗山町農業振興公社

・本町農業振興の大きな課題の一つは農地流動化であり、その解決方策として、農業振興事務所の農地保有合理化法人化構想が浮上した。農地及び農作業に関する全町的な需給調整を行う合理化法人組織を立ち上げ、効率的で効果的な体制を整備することが検討された。検討された組織形態は以下の3通り。

- ①第3セクターによる農地保有合理化法人で、振興事務所は合理化法人へ移行するもの。
- ②農協が合理化法人資格を取得するもので、振興事務所は別組織として存続。
- ③現状のままで各組織で分担業務とする。

それぞれの形態のメリットデメリットを検討の結果、①が選択されることとなり、財団法人栗山町農業振興公社が設立された。

※ 5 中山間交付金の活用と農業振興事業

- ・栗山町農業の持続的発展を目指し、地域営農システムの確立を前提とした事業実施のための栗山町農業振興基金造成を行った。
- ・平成12年～16年の第1期対策期間は、交付額の約40%により基金造成され、5年間の合計で378,999,322円に達し、平成14年度から平成23年度まで、栗山農業ルネッサンスに定める戦略プランに基づいた栗山町農業振興事業の財源として運用した。
- ・平成20年5月に実施された会計検査において、交付金の一部を町の基金とすることは、その用途の決定権が農業者主体ではなく行政となってしまうことから、町への基金造成を今後認めないとの指摘がなされ、その運用を次期対策から見直しを行った。
- ・平成17年～21年からの第2期対策期間は新たな取り組みとして、集落の自律的な農業生産活動を実現するための将来像を集落協定に位置づけることが必要になったことなど、集落ごとの将来像を明確化し活動に取り組みなければ従来の交付金を受け取ることができない制度へと変わった。これらの指摘・制度変更を踏まえ、集落の共同活動を充実させるために集落共同活動分の配分割合を10%から約25%（年度ごとに配分割合を見直し）に増額し、集落は農作業機械の共同購入や作業の共同化など、農業生産活動の体制整備に向け積極的な取り組みを実施した。
- ・また、約40%の基金活用による農業振興事業に代わって、栗山町中山間地域等推進協議会を設立し、各集落の交付額の概ね25%（年度ごとに配分割合を見直し）を活用し、その用途は同協議会により決定した。
- ・平成22年～26年の第3期対策期間は制度としての大きな変更点はなかったが、第2期対策期間中に集落協定で定めた活動が困難となり、途中で目標を変更した集落が多かったこと、また協定を解消した集落があったことなどから、町が全集落を対象として第3期対策に向けた取り組みに対する書面調査と聞き取り調査を実施した。その結果、大半の集落が農道の草刈り、水路清掃などの基本的な活動については取り組みを継続したいが、体制整備に向けた積極的な取り組みに関してはこれ以上の新たな目標を立て活動することが困難であること、また、協定活動に係る事務が負担となっているなど第3期対策への取り組みに高いハードルを感じていることが判明した。その原因として、体制整備に向けた積極的な取り組みを行っていた集落は、機械の共同利用や作業の共同化を目標としていたが、多様な農業経営が存在する栗山町では、地域活動を主体とする農事組合で営農に関わる活動を行うには限界があり、活動資金の用途が特定の作物に偏ってしまう場合、集落内の同意が得づらい傾向にあること、また、集落内の人口の減少、担い手不足により中山間制度の活動に対する負担が増えていることがその原因であったと考えられる。
- ・しかし、同調査によって45集落中41集落が農事組合単位による活動を希望していることから、生産活動を除けば農事組合単位で活動を行うことは農業者にとって最も活動しやすい単位であった。以上のことを踏まえ、生産性の向上や地域の担い手づくりなどの体制整備に向けた積極的な取り組みと、農地の多面的機能を維持するための地域活動を分けた制度運用に向け、第3期対策の検討を進めた。また、地域集落共通の事務については町公社が担うことで、農業者に対しての事務負担の軽減を図った。さらに、栗山町中山間地域等推進協議会の交付額30%を、栗山農業ルネッサンスに基づく全町的課題解決のための栗山町農業振興事業の財源として活用している。
- ・平成27年～31年の第4期対策期間は、第3期対策の30%活用から、地域における高齢化と離農、担い手減少という事情から地域活動重視の観点から、集落共同活動分の配分割合を20%から30%に増額するため、町振興公社の活用額を20%に減額している。
- ・また、平成27年度からは、中山間地域等直接支払交付金と同様に、多面的機能支払交付金について、24地域活動組織から全町1組織化にすることにより栗山町多面的機能推進協議会を設立して、交付金から町公社が活用することが可能となり、平成28年度より交付金総額の10%を活用し、農業振興事業推進の資金としている。

3. 一般財団法人への移行後（事業成熟期）

町公社は、平成 25 年に非営利型の一般財団法人に移行していますが、その後の公社事業は安定した農業振興の取り組み^{※6}が図られています。それを具体的な姿として確認できるのが、人材の確保・育成に係る事業の展開であります。

(1) くりやま農業未来塾

農家戸数及び農業就業人口の減少に伴い、急速な高齢化と担い手不足が課題となっている状況下で、町公社はその改善方策及び具体的な戦略プランとして意欲と能力の高い担い手の育成に取り組むことを目的として、後継者や新規就農者の育成の観点から、くりやま農業未来塾^{※7}を開設しています。くりやま農業未来塾の塾生の選考基準は原則として、① 20 歳代後半から 30 歳代の農業者であること、② J A 青年部や 4 H クラブの役員を経験していること、③ 青年農業賞などの受賞経験があること、④ 経営移譲を受ける予定であること、⑤ 選出地区（南中北）のバランスに配慮すること（各地区 2 名程度）を定め、候補者については農業振興推進委員を通して各地区から推薦し、農業振興推進委員会で協議し最終的に塾生を決定する流れとなっています。

塾生は 2 年間多様なカリキュラムで構成された活動を通じて、経営センスに優れた企画・管理能力の向上をはじめ、生産技術や加工流通・販売手法等を習得しています。なお、その他に、道内外の優良農家訪問による実践研修も実施し、塾生の経営能力及び人的ネットワークの拡大にも取り組んでいます。平成 14 年度から始まったくりやま農業未来塾は、【表 1】のように平成 29 年現在まで 8 期実施されており、参加塾生は 49 名のぼります。

※6 安定した農業振興の取り組み

- ・平成 23 年度に町公社が実施した農家意向調査の中に、「平成 14 年以降、経営収支・負債の重圧・農作業の負担・機械施設の装備・農地の生産性の各項目に関して、あなたの経営の状態はどのように変化しましたか」という設問があった。結果は「変わらない」と回答した農家が最も多かった（38%～48%）ものの、「大いに改善」又は「少し改善」と答えた数を合わせた割合は、経営収支で 44%、負債の重圧で 35%、農作業の負担で 22%、機械施設の装備で 38%、農地の生産性で 35% となり、経営の状態が改善したと答えている。（第 3 期栗山農業ルネッサンス参照）

※7 くりやま農業未来塾

- ・当初の名称は「KURIYAMA 農業未来塾」であったが、平成 22 年度くりやま農業女性塾開講と同時に現在の名称となった。

【表1】 くりやま農業未来塾の実績 (単位：人)
(資料) 公社資料により作成

区分	期間	塾生数
第1期生	平成14年度～15年度	9
第2期生	平成16年度～17年度	5
第3期生	平成18年度～19年度	6
第4期生	平成20年度～21年度	6
第5期生	平成22年度～23年度	6
第6期生	平成24年度～25年度	5
第7期生	平成26年度～27年度	6
第8期生	平成28年度～29年度	6
合 計		49

(2) くりやま農業女性塾

若手男性農業者だけでなく、農業を担う若手女性農業者の意欲と関心を高め、農業経営への積極的な参画や地域農業の活性化を図るため、空知農業改良普及センター空知南東部支所が担ってきた「くりやま女性農業塾」について、平成22年度からは町公社が業務を引き継ぎ実施しています。町公社はこの取り組みを通じて女性農業者に農業知識の習得だけでなく、地域での仲間づくりや実践的な農業経営についての学習する機会をつくり、これにより若手女性農業者を、栗山町農業を支えていく今後の担い手として育成していくことを目指しています。

くりやま農業女性塾の塾生は、栗山町内在住の農業者と結婚している女性が対象となっており、【表2】のように平成20年から現在までのべ120名が参加しています。

【表2】 くりやま農業女性塾の実績 (単位：人)
(資料) 公社資料により作成

期間	塾生数
平成20年度	12
平成21年度	11
平成22年度	14
平成23年度	19
平成24年度	14
平成25年度	14
平成26年度	15
平成27年度	9
平成28年度	12
合 計 (のべ人数)	120

(3) 新規農業参入者受け入れ

本町農業農村は、先に述べているように、少子高齢化と担い手不足により、農家戸数が確実に減少する中にあり、「農地流動化の円滑な推進」と「担い手の確保・育成」に確実に取り組んできました。

その一つの手段として農外からの新規就農希望者の受け入れを推進しており、取り組みを始めて以来、就農イベント等での面談者数【表3】は794名、就農世帯数【表4】は15世帯となっています。

【表3】 新規就農面談実績（単位：人） （資料）公社資料により作成

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
新農業人フェア （農林水産省）	-	15 (1)	36 (3)	32 (3)	138 (7)	137 (7)	204 (12)
北海道新規就農・農業体 験市町村拡大セミナー （北海道農業公社）	-	-	-	9 (1)	21 (2)	25 (3)	20 (2)
札幌のマチナカで 気軽に相談会 （町公社独自面談会）	-	-	-	-	28 (7)	12 (4)	12 (4)
北海道移住暮らしフェア	-	-	-	-	9 (2)	6 (2)	-
町公社直接来所面談	9	7	29	13	5	12	15
合計	9	22 (1)	65 (3)	54 (4)	201 (18)	192 (16)	251 (18)

※カッコ内の数値は年間の出展回数

【表4】 新規農業参入実績 （資料）公社資料により作成

就農年度	平成 25 年度以前	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	合計
新規農業参入数（世帯）	4	5	3	1	2	15
就農時の家族人数（人）	8	13	12	2	7	42

明治21年に初めて泉麟太郎が栗山町（旧角田村）に開拓入植して以来、道外から農業者を次々に受け入れし、戦後は農家の次男三男の分家、さらには長男の後継ぎ等で農村人口を増やしてきました。しかし、農家戸数は昭和31年1,750戸をピークに減少の一途を辿り、平成27年で381戸となり60年あまりで1,369戸が減少しています。（栗山町史及び農林業センサス調べ）

今後も引き続き、農村の過疎化を食い止めるため、農外から農村に「新しい血」として新規就農希望者を受け入れる取り組みを推進することが必要です。

そのためには、東京、大阪等、都市部の新規就農面談会に積極的に出かけて行き新規就農希望者を取り込む「出向く面談」の継続、農業経験はないが意欲ある就農希望者に対する研修体制「トレーニング農場」の設置、地域活性と新規就農者支援の「地域おこし協力隊事業」の活用、新規就農者の農地確保のための町公社による「農地中間保有」が必要です。

これまでの町公社の長い事業展開の中で、農業振興および農村活性化の焦点は人材の確保・育成に置かれています。くりやま農業未来塾・くりやま農業女性塾・新規就農者受け入れがそれであります。町公社における人材の確保・育成の取り組みは、全てのプログラムを一括して実施するのではなく、段階を踏んだプログラム設計を行いながら展開されていることに大きな意義を持っています【図2】。まず、新規就農者受け入れ・くりやま農業女性塾は、人材確保・育成の導入（初期）段階の取り組みであり、その後の段階で地域にある既存の青年組織（4HクラブやJA青年部等）を通じて地域の人材育成が図られています。くりやま農業未来塾はこの後の段階にあり、将来の地域農業の中心となることが期待される人材が対象となっています。このような町公社の事業が、地域内の既存の取り組みを補完した地域農業を担う人材育成を可能としています。



【図2】 栗山町の農業人材育成

4. 栗山町農業振興推進委員会

町公社は農業振興施策に農業者の意向集約と意思反映を行い、実効性のある農業振興計画を策定するために自治会単位で農業振興推進委員1名を選任しています。農業振興推進委員は①農業振興計画に対する地域農業経営者の意向取りまとめと農業振興協議会に対する意見具申、②農業振興方針及び振興施策に関する地域農業経営者への周知と意見取りまとめ、③地域営農システムにおける地域農業経営者の意見集約と反映、④農事組合会議などでの協議及び提案の役割を担っています。

農業振興推進委員の選出は、自治会区域内で地域農業の振興に最適な人物を選出し町公社評議員会会長（町長）が委嘱しています。選出の基準は1自治会区域の農業経営者の中から1名、農業者数が少ない場合は近隣自治会と合同して選出し、23名が農業振興推進委員として活動しています。農業振興推進委員の任期は2年間とし、再任は妨げません。但し、途中交代が生じた場合は、速やかに後任を選出し、その任期は前任者の残任期間としています。

農業振興推進委員を構成員とする農業振興推進委員会は委員長1名・副委員長2名、役員3名を互選し、町公社が事務局を担当します。

農業振興推進委員が町の全地区で選出されたことを踏まえると、農業振興推進委員会から提案された意向や意見は地域農業者の意見とみることができます。つまり、町公社は農業振興計画を策定していく際に、地域農業者の意向や意見を聴取する体制を整えているといえ、そのような流れで策定された農業振興計画には地域農業者の意向が十分に反映されています。



栗山農業のこれからを検討する推進委員会

5. 地域懇談会

町公社は毎年、町内 23 地区で地域懇談会^{※7}を実施しています。懇談会では農業振興計画や関連事業についての説明と地域農業者の意見交換等を行っていますが、この取り組みも農業振興推進委員会の存在とともに地域農業者との協議を強化する方法として位置づけられます。こうした町公社による地域懇談会の取り組みは、他の町村の動きの中では見ることができず、栗山町独自のきわめて重要な取組みの一つとして位置付けられています。

※7 地域懇談会

- 全地区の懇談会会場で、空知農業改良普及センター空知南東部支所の専門普及指導員が農業者と膝を突き合わせ、農耕期アメダス気象経過や農作物生育概要、生産技術課題等について説明と質疑応答を行っている。また、平成26年からは保健師による健康長生き懇談、平成28年からは農業委員会の農地懇談も同時に行っている。



町内 23 地区で開催される地域懇談会

6. 栗山町農業振興計画策定

これまでに策定された農業振興計画とその背景

策定年度・計画名称・スローガン	内容（策定時の農業情勢・課題・改善方向など）
<p>(平成6年度～平成10年度)</p> <p>栗山町農業振興計画 未来にはばたく 『栗山農業の創造をめざして』</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○農業をめぐる情勢 <ol style="list-style-type: none"> 1. 農業をとりまく情勢の変化 <ol style="list-style-type: none"> 1) 国際化の進展 2) 産地間競争の激化 2. 厳しさを増す農家経済 <ol style="list-style-type: none"> 1) 農畜産物の生産者価格の低迷化 2) 農畜産物の生産抑制の強化 3) 農業負債の償還が農業経営を圧迫 3. 農村社会の活力の低下 ○くりやま農業の課題 <ol style="list-style-type: none"> 1. 低い農業生産額の伸び 2. 低い農業生産性 3. 不足している労働力 4. 不安定な農家経済 5. 農業農村基盤の再整備 6. 変貌した農村社会 ○くりやま農業の創造のために <ol style="list-style-type: none"> 1. 農業生産の拡大に向けて 2. 農業生産性向上のために 3. 農業労働力確保のために 4. 農家経済安定のために 5. 農業農村基盤の整備のために 6. 魅力ある農村社会を築くために
<p>(平成12年度～平成16年度)</p> <p>栗山町農業振興計画 ゆたかさを創るまち 『豊かで潤いのある 農業をめざして』</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○農業をめぐる情勢 <ol style="list-style-type: none"> 1. 国際化の進展と食料自給率の低下 2. 産地間競争の激化と消費者ニーズの多様化 3. 環境問題と消費者意識の変化 4. 農村活力の低下 5. 大豆の生産振興 6. 水田営農対策 ○栗山町農業の現状と課題 <ol style="list-style-type: none"> 1. 栗山町農業の現状 2. 栗山町農業の課題 <ol style="list-style-type: none"> 1) 低い農業生産額の伸び 2) 低い農業生産性 3) 不足している労働力と耕作放棄 4) 不安定な農業経済 5) 農業農村基盤の再整備 6) クリーン農業の推進 7) 変貌した農村社会

(平成 14 年度～平成 18 年度)

栗山町農業振興計画
第 1 期 栗山農業ルネッサンス
人と食の未来をつむぐ
『拡大と集約でめざす
「食彩幸房」づくり』



○現状と課題

1. 農業所得の低下
2. 高齢化と担い手不足
3. 農地流動化の停滞
4. 耕作地の点在と小規模な区画
5. 農業機械や施設への過剰投資
6. 土づくりに対する取組不足

○改善方向と具体的戦略プラン

1. 地の利を活かした生産・販売体制
 - ①商品性の高い良質農産物の生産
 - ②大消費地を意識した都市近郊型農業
2. 意欲と能力の高い担い手の育成
 - ①認定農業者の新たな設定
 - ②農業生産法人設立と需給調整機能の強化
 - ③地域営農を促進する営農集団や農業生産法人の育成
 - ④ KURIYAMA 未来塾開設
3. 生産性の高い農地整備
 - ①将来的な土地利用の明確化
 - ②栗山町農地保有合理化法人の設立と需給調整機能の強化
 - ③客観的な農地評価システムと農地台帳の整備
 - ④低コストな区画拡大や透排水改善

(平成 19 年度～平成 23 年度)

栗山町農業振興計画
第 2 期 栗山農業ルネッサンス
人と食の未来をつむぐ
『さらに進めよう！
栗山型「拡大」と「集約」』



○現状と課題

1. 大きな農政改革の施行
2. 農業所得の低迷
3. 農家戸数の減少、高齢化と担い手不足
4. 農地の流動化の停滞、遊休農地の拡大の懸念
5. 低効率の小区画農地と機械施設の過剰投資
6. 有機質の地域内循環システムの構築
7. 特色ある農産物・産地の育成

○改善方向と具体的戦略プラン

1. 安心安全な栗山ブランド農産物の創出
 - ①安心・安全農産物の生産
 - ②商品性の高い良質農産物の生産
 - ③地の利を活かした販売戦略と体制の強化
2. 意欲と能力の高い担い手の育成
 - ①認定農業者の経営安定化
 - ②農作業の需給調整体制の整備
 - ③農業生産法人・地域営農集団の育成
 - ④後継者や新規就農者の育成
 - ⑤女性の感性を生かした経営参画の推進
3. 生産性の高い農業・農地整備
 - ①効率的な農地利用のための流動化方策
 - ②将来的な土地利用計画のための検討
 - ③低コストなほ場整備
 - ④客観的な農地評価システムの構築
 - ⑤土地改良事業の推進
 - ⑥機械施設の共同利用の推進

(平成 24 年度～平成 28 年度)

栗山町農業振興計画
第3期 栗山農業ルネッサンス
人と食の未来をつむぐ
『守ろう農地
進めよう地域の活性化』



○現状と課題

1. 高齢化の進展と農地の流動化
2. 農地の受け手不足
3. 農地の生産性の向上
4. 農村労働力の確保
5. 都市農村交流活動の拡大
6. 農業所得、農業産出額の向上

○振興方向と具体的戦略プラン

1. 「くりやまブランド」の推進
 - ①特色ある農産物の生産
 - ②魅力ある農村の PR
2. 地域を担う「多様な人材」の育成
 - ①将来の地域農業を担う人材の育成
 - ②地域を守る組織の設立と育成
 - ③営農支援
3. 農地有効利用と土づくりで「農地を守る」
 - ①農地の効率的かつ全面的な利用
 - ②円滑な農地流動の促進
 - ③圃場整備・土づくりの推進
 - ④鳥獣被害防止対策の推進
 - ⑤異常気象による農地災害復旧支援

